	(十九)~(二十一)	（略）					
五 避難施設等	(一)~(五)	（略）					
	(六)	階段	階段	（略）			
	(七)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診、設計図書等により確認する。	（略）
	(八)		（略）				
	(九)		特別避難階段	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	（略）		
	(十)			（略）			
	(十一)~(十三)	（略）					
（略）							

	(十九)~(二十一)	（略）					
五 避難施設等	(一)~(五)	（略）					
	(六)	階段	階段	（略）			
	(七)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	（略）
	(八)		（略）				
	(九)		特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	目視等及び作動により確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(十)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	（略）		
	(十一)			（略）			
	(十二)~(十四)	（略）					
（略）							

附　則

この告示は、令和七年七月一日より施行する。

○国土交通省告示第四百六十七号

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌